

令和4年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第3回財調協議会幹事会：R3. 12. 23）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	広報広聴費の見直し	特別区において有料広告事業を行っている実態を踏まえ、特定財源として「広告料収入」を新規算定する。 （第1回幹事会）	広告料収入は、各区が厳しい財政状況の中で、歳入確保のために努力した成果であり、本事業を行うことによって必然的に発生する歳入ではない。そのため、広告料収入を財調算定すべきとする都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
		平成27年度財調協議において、庁舎維持管理費の土地及び建物使用料について、区側は「各区の財源確保努力を財調に反映していくことについては、区側としても当然であり、またそういったことを踏まえながら、健全な議論をしていくことについては、都区双方で認識が一致しているものと考えている。」と発言している。 都側としては、庁舎維持管理費と同様に、広報広聴費についての財源確保努力も財調に反映させるべきと考えるが、なぜ、区側は両方で考え方を变えるのか、その理由を伺う。 （第3回幹事会）		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	職員互助組合等交付金の見直し	職員互助組合等交付金のうち事業運営助成金について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 （第1回幹事会）	職員互助組合等交付金における一部の事業のみの検証結果からの提案であり、経費全体の検証が不十分であることから、都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
		本事業は、昭和50年度以降、一度も見直しがされていない事業である。また、総務省の「地方公共団体における福利厚生事業の状況概要」によれば、福利厚生事業に対する公費負担割合は、平成16年度から平成30年度にかけて、全国自治体の平均で約90%の減、特別区においても約20%の減となっている。 事業運営助成金については、平成16年度以降標準区経費を12,530千円としており、今回の見直しでは約15%減の10,600千円となるため、少なくとも本経費については、見直すべきと考える。 （第3回幹事会）		
3	出張所管理運営費の見直し	出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 （第1回幹事会）	都案は、人口と決算額の相関のみに着目し、標準区経費を一部固定から全固定に変更する提案となっている。しかしながら、本事業の標準区経費の設定においては、標準区における施設の箇所数・面積等を考慮し設定すべきであることから、都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	出張所管理運営費の見直し（つづき）	本事業は、平成3年度に算定充実して以降、見直しがされていない事業である。また、都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認できたことから、見直しが必要な経費である。 現在の標準区は、区側の言う施設の箇所数・面積等を考慮した設定とはなっていない。このことから、都案のとおり整理すべきである。 （第3回幹事会）		
4	老人クラブ助成事業費の見直し	実施区が1区のみである老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、特別区の実態を踏まえ、老人クラブ助成事業に係る需用費及び役務費を見直す。 （第1回幹事会）	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	
5	成人保健対策費（訪問指導）の廃止	本事業については、実施区が5区のみであることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	都案は、直営や委託などの実施形態を含めた事業実施区数や実施件数が不明確であり、区の実態を踏まえた提案であるか判断できないため、妥当ではない。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	成人保健対策費（訪問指導）の廃止（つづき）	本提案にあたり、各区に対して委託料とその他の経費について調査しているため、直営も委託も含めた調査となっており、区の実態を踏まえた提案である。 また、実施件数が不明確とのことだが、都は実施区数が5区のみであり、普遍性がないことから廃止提案をしている。 なぜ判断に実施件数が必要なのか、その理由を伺う。 （第3回幹事会）		
6	不燃ごみ中継作業経費の見直し（態容補正）	不燃ごみ中継施設の用地賃借料について、平成25年度以降算定実績がなく、また、当該施設を有する2区においては従前から算定実績がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。不燃ごみ中継施設における用地賃借料についても、平成25年度以降算定実績がないとしても、施設が存在する限り、移転及び改築等により将来発生する可能性がある経費であることから、算定を廃止する都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
		平成28年度財調協議において本経費の算定廃止を提案した際に、区側は「堀船中継所について、隅田川堤防工事に伴い、その工事期間中に施設利用ができなくなる。代替手段として用地賃借料が発生する可能性があることを鑑み、代替手段が確定後に用地賃借料加算の取扱いを協議することについて異論はない。」と発言している。 堀船中継所はすでに中継施設としての役割を終え、中継作業経費自体が算定されていないことから、用地賃借料加算の廃止は妥当であると考えます。 なお、都として財調上での算定を否定するものではなく、移転や改築等の可能性が生じた段階で、改めて財調協議の場で協議し対応すべきものと考えている。 （第3回幹事会）		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止 (態容補正)	不燃ごみ中継施設は、不燃ごみ量の減少等により廃止が続いており、現状では2施設となっている。また、改築・プラント更新の予定がないことを当該施設を有する2区に確認している。 本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。また、これまで算定実績がなく、現時点で改築等の計画がないとしても、中継施設の改築・プラント更新の経費は、施設が存在する限り、将来明らかに発生する経費であり、当補正は継続すべきである。 (第2回幹事会)	
		都としても廃棄物処理体制が不燃ごみ中継施設を含めて機能していることは理解している。一方で、将来的に改築等が想定されるものの、少なくとも当面その予定がないことを確認しており、実績が見込めないため、廃止を提案しているものである。 都として財調上での算定を否定するものではなく、改築等の可能性が生じた段階で、改めて財調協議の場で協議し対応すべきものと考えている。 (第3回幹事会)		
8	農業委員会運営経費の見直し (態容補正)	農業委員会運営費における特定財源について、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直す。 (第1回幹事会)	都案は、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直すとのことだが、実際の農業委員会交付金は農地面積、農家戸数等を基準として算定を行っているにもかかわらず、農業委員会設置区の平均により算定を見直す都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	農業委員会運営経費の見直し （態容補正） （つづき）	農業委員会交付金について、区側の意見を踏まえ、農業委員会設置区の平均によらず、農地面積、農家戸数等の平均規模で設定した。 （第3回幹事会）		
9	農漁業振興経費の見直し （態容補正）	農漁業振興に係る経費については、農漁業世帯数に応じて本態容補正で加算している。 現行算定は、事業実施区が9区しかないにもかかわらず、該当世帯のある20区に経費を加算している。算定方法改善のため、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す。 （第1回幹事会） 現行算定では、事業実施区が9区にとどまる中、農漁業世帯を有する20区の算定となり、事業を実施していない11区について過大算定となっている。より実態に近い算定となるべき態容補正での算定にもかかわらず、その捕捉率は222%と過大である。 そのため、捕捉率を改善する観点からの見直しとしている。 結果的には、事業実施区のうち6区のみ算定とはなるが、その捕捉率は66%と改善していることから、現行算定と比較すると、都側の見直し案は妥当であると考える。 （第3回幹事会）	都案は、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直すとしているが、農業委員会を設置している区は事業実施区のうち、6区にとどまっている。農業委員会設置区のみ算定を行う都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	公有地拡大推進法 施行事務費の見直し	公有地拡大推進法施行事務費について、調査したところ、経費発生区は11区であり、節毎の状況を確認しても、役務費の7区が最多の節であるため、算定廃止すべき事業と考えるが、当事業については法施行事務であり、予算化せずに事業実施している区があることを踏まえ、算定廃止ではなく、経費を縮減した上で全固定とし、都市整備総務費へ経費を移行する。 （第1回幹事会）	都案は、実績はあるが経費を明確に区分していない等の理由で決算額を回答していない区も含め、23区平均により標準区設定をしていることから、妥当ではない。 経費の移行についても、本事業は個別の法定事務であり、経費の性質からも、都市整備総務費とは異なるため、都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
		区側から「実績はあるが経費を明確に区分していない等の理由で決算額を回答していない区も含め、23区平均により標準区設定をしていることから、妥当ではない」との発言があったが、その理由について伺う。 （第3回幹事会）	当事務は、法定事務であり、届出や通知を行う事務であることから、少なくとも事務的経費は発生するものと見込まれる。算定廃止および縮減の都案について、特別区の実態をもとに標準区経費を設定するためには、届出実績があり、既定経費で対応している区があるのであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。 都案は23区平均により標準区設定をしており、本来の実績と比較し過少な設定であるため、経費不明区については、除外して経費設定すべきと考える。 （第3回幹事会）	
		各区の決算額を基にした見直し案については、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えている。そのため、都としては、特定の節に係る事業費実績の23区平均により、標準区経費を設定したものであり、妥当性はあると考える。 なお、決算実績がある区のみに着目し、現行算定における充足率を確認した結果、各区の充足率の平均は約13,500%となっており、既定経費の存在を踏まえずとも見直しを行う必要があると考えるが、区としての見解を伺う。 （第3回幹事会）		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	地籍調査事業費の見直し	地籍調査事業費については、国庫支出金及び都支出金の対象事業を算定している。 当事業に係る各区の特定財源の実績額を確認したところ、算定が過大であったことから、算定経費を縮減するとともに、全比例での算定に変更する。 （第1回幹事会）	都案は、国庫支出金及び都支出金の実績額を補助率で割り返して事業費を設定しており、補助対象事業費を含めた特別区の実態を踏まえていないことから、都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
		区側から「補助対象事業費を含めた実態を踏まえていないことから、都案は妥当ではない」との発言があった。 これは、補助実績を基に標準区経費を設定するのではなく、国費の割り落としを加味したうえで、国庫補助対象事業に係る経費を基に標準区経費を設定すべきという意味で理解しているが、誤りがないか伺う。 （第3回幹事会）	国庫補助対象事業を実施するために必須となる経費が補助対象外経費としてあれば、算定すべき事業になると考えられるため、国庫補助対象外事業を含め、事業費総額、特定財源などの状況から特別区の実態をもとに標準区経費を設定すべきと考える。 （第3回幹事会）	
		区側から「国庫補助対象事業を実施するために必須となる経費が補助対象外経費としてあれば、算定すべき」との発言があったが、具体的にどのような経費が該当するのか伺う。 また、当事業については、現在、国庫支出金及び都支出金の対象事業を標準区経費として算定しており、補助実績との乖離が確認できた以上、補助対象外経費の整理を待たずに見直しを行うべきと考えるが、区の見解を伺う。 （第3回幹事会）		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	道路改良工事費の見直し (態容補正)	土木費では、道路の更新・改修を含め、全ての区道の改良工事に要する経費を算定している。 一方、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、事業費の実額に基づき算定された交付対象経費における地方債収入相当額を、翌年度以降均等分割により、その他諸費で算定している。 そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費における算定額と、都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じていることから、現在、態容補正を設定し、減額している。 しかし、現在の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、減算額を「都市計画交付金算定対象の地方負担額」へ見直すことを提案する。 なお、本提案については、昨年度の財産費の見直しに係る協議において、区側からの「減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はない」という発言を受け、土木費で見直す内容とした。 (第1回幹事会)	区側としては、昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解消できていると考える。そのため、本態容補正による現在の算定方法で不整合は生じていないと考える。なぜ、財調算定上の不整合が生じていると考えるのか、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	道路改良工事費の見直し （態容補正） （つづき）	第1回幹事会において、区側から、財調算定上の不整合が生じていると考える都の見解を問う発言があった。 都の見解を述べる前に、まずは減算の状況を説明する。論点メモにまとめているので、資料の方を確認いただきたい。 まず、昨年度の状況だが、令和2年度については、1区1事業に対し、態容補正による減算を行った。当事業の地方負担額は約1億6千6百万円である一方、態容補正減算額は約56万円となり、約1億6千5百万円もの乖離が出ている。 前回の幹事会で、区側から、昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解消できていると考える旨の発言があったので、こちらも検証してみる。 昨年度の協議により見直した事項を反映している令和3年度については、1区1事業に対し、減算を行っている。当事業の地方負担額約8百万円に対し、減算額は1千3百万円であり、その差はマイナス5百万円となっており、5百万円も余計に減算されることとなっている。 次に、先ほど説明した令和2年度の事例について、昨年度協議の見直しを反映して検証した。下段の参考欄にあるとおり、昨年度の見直しを反映すると減算額は約6千2百万円と増額となる。しかし、地方負担額と減算額の差は、まだ約1億4百万円もある。このように昨年度協議の見直しを反映しても、金額は全く一致していない。 このように、昨年度協議した、道路改良単価及び本態容補正の見直し内容を踏まえたとしても、地方負担額と減算額が一致せず、その結果、令和2年度に関しては減算額が過少、また令和3年度に関しては減算額が過大となっている。 （つづきあり）	土木費の道路改良工事費では、すべての区道を対象に、都市計画事業以外の道路改良のための工事費を算定している。その区道の一部を都市計画事業として施工した場合、都市計画交付金算定対象の地方負担額を都市計画交付金と財産費で算定することになるため、土木費の道路改良工事費において、都市計画事業施工面積分が重複することになる。このため、態容補正で重複面積分を道路改良工事費から減算していることで、財調算定上の重複はすでに解消されている。よって、財調算定上は、重複する施工面積を一致させれば良く、都側提案のように減算する金額を一致させる必要はない。現在の算定方法により、都市計画事業として道路改良工事を施工した区に対する需要額の算定及び重複の減算は適切に行われており、区間配分が公正・公平でない状態は生じていないと考える。 今回の都側提案は、都市計画交付金算定対象の地方負担額と土木費の減算額を同額とするものであり、これにより実質的に都市計画交付金対象事業の財源保障がなくなってしまうことを意味している。平成18年度財調協議において、都市計画交付金について、財調制度と合わせて特別区の都市計画事業の円滑な実施を図るという枠組みの中で改善を図ると都区合意している。それにも関わらず、今回の都側提案はそれを反故にする内容となっており、看過することはできない。区側としては、本来であれば都市計画事業費については、財調で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべきものと考えている。 今回、都市計画事業に関わる都側提案を受けた。このような見直しの提案を行う都側は、各区が行う都市計画事業の財源保障についてどのようにあるべきと考えているか、見解を伺う。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	道路改良工事費の見直し （態容補正） （つづき）	また、「整合」の意味を調べると、広辞苑では「整い一致すること。きちんと合わせること。」となっている。こうしたように、昨年度の見直しを経ても、都市計画交付金算定対象の地方負担額と減算額が一致しないことから、不整合が生じていることは明らかである。 需要額の算定にあたっては、特定の区だけが過大・過少算定されることなく、公正性・公平性が担保されるべきと考えるが、区側は、こうした区間配分が公正・公平でない状態を是正する必要があると考えているのか、見解を伺う。 また、今回説明したとおり、地方負担額と現行の減算額は、まったく一致せず整合していない状態となっているが、区側は何をもって「不整合は生じていないと考える」ことができるのか、その見解を伺う。 （第2回幹事会）		
13	学校運営費（防犯ブザー）の見直し	学校運営費の防犯ブザーに係る経費について、1個あたりの単価が実態と乖離しているため、小学校費については単価の見直しを行い算定を充実する。また、中学校費は実施区が6区のみであることから算定を廃止する。 （第1回幹事会）	都案は特別区の実態を踏まえた提案であり、合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	教育研究奨励費の 廃止	教育研究奨励費について、実施区が7区のみであることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	都案は、実施区が7区のみであるということだが、今回、本事業について区側の実態を把握するためにどのように事業目的や対象とする事業を定義し、調査を行ったのか伺う。 （第2回幹事会）	
		各区に対して行った調査では、現在算定している「教育研究奨励費」に関する調査であることを示した上で、調査研究活動奨励補助に該当する事業名・事業内容・経費について、調査を実施した。 （第3回幹事会）		

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	職員健康管理費	区側提案は職員健康管理費における単価と規模を見直す提案とのことである。 会計年度任用職員等分の規模については、各区実績の回帰分析により設定しているとのことだが、財調においては地方交付税制度同様25%の自主財源比率が設定されている。各区実績の人数は自主財源の25%分の人数は除かれているのか伺う。 また、各区の単価を確認すると、職員健康管理委託料は5,400円から36,200円の約6.7倍、ストレスチェック調査委託は200円から3,100円の15.5倍の単価差となっている。このような単価差はどのような理由で発生しているのか伺う。 (第2回幹事会)	職員健康管理委託及びストレスチェック委託並びに雇入時健診に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。職員健康管理委託及びストレスチェック委託の標準区経費は、単価については各区の受診対象者1人当たり単価、標準区における会計年度任用職員等受診対象者数は各区実績の回帰分析により設定する。また、雇入時健診の標準区経費は、単価については各区の受診者1人当たり単価、標準区における受診者数は各区実績の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			対象となる会計年度任用職員の人数は、特別区の実態を踏まえたものとなっており、標準区経費として適正な水準であると考えている。また、平成29年度財調協議において見直された際、職員健康管理委託及びストレスチェック委託における非常勤職員等の人数は、区の実態の人数により算定しており、本提案においても、平成29年度財調協議同様、会計年度任用職員等の実態人数により算出していることから妥当である。 経費のばらつきについては、各区の実施状況を反映した結果である。 (第3回幹事会)	
2	地域コミュニティ活動支援費	区側の調査結果をみると、他の項目において算定済の事業が散見されるため、精査が必要である。 また、今回の提案では、2年間の実績を基本として、一部単年の実績を用いて標準区経費を設定しているが、この理由を伺う。 (第2回幹事会)	地域コミュニティ活動支援費について、特別区の実態を踏まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域コミュニティ活動支援費（つづき）		本提案については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績及び一部の区については令和元年度の実績を除外し標準区経費を算出している。なお、前回見直しを行った平成26年度財調協議においては、単年度のみの実績により標準区経費を設定し、合意していることから、区案は妥当と考える。 （第3回幹事会）	
3	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	区側提案は、各区の経費にばらつきがあることから、一部の突出している区を含め、精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	住民基本台帳ネットワークシステムの運営に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
4	会計管理費（預金利子）	区側提案は、市中金利における利率低下の状況を踏まえて現行算定を見直すものである。預金利子収入は、市中金利の影響を受けるものであり、同様に市中金利の影響を受ける元利償還金の利率は毎年度変動させていることから、毎年度メンテナンスすべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	預金利子について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	会計管理費（預金 利子） （つづき）		預金利子のメンテナンスは、種類及び期間並びに金額等により利率が異なることから、元利償還金と同様のメンテナンス方法は困難と考える。また、仮にメンテナンスを実施する場合は、毎年度、各区へ預金利子等の調査実施が必要となり、区への業務負担が大きいことから毎年度のメンテナンスは避けるべきあり、区側としては金融情勢などの変化があった際、算定を見直すことで十分であると考え そこで区の業務負担の軽減を考慮し、3年に1度を目安に、直近3か年の各区の預金利子収入額を参考にして見直し提案を行うこととしたい。 （第3回幹事会）	
5	企画調査費	基本構想・基本計画・実施計画とはどのような計画か、その定義を伺う。また、これらの策定経費については、按分不可として経費積算から除外となっている区が多く、適切な標準区経費の設定となっていない上、実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。 さらに、公共施設等総合管理計画については、決算額が最大の区と最小の区で、1,156倍もの大きな差が生じているが、この理由を伺う。 加えて、区民意識調査については、平成30年度財調協議における区側調査では23区中22区の実施となっていたが、今回の区側調査によると、23区中14区の実施となっている。 この理由を伺う。 （第2回幹事会）	企画調査費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、基本構想策定経費、基本計画策定経費、実施計画策定経費、公共施設等総合管理計画については、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 また、区民意識調査経費については、一部固定での算定とし、標準区費は回帰分析により設定する。 あわせて、特別区の実態を踏まえ、基本構想については20年計画、基本計画及び公共施設等総合管理計画については10年計画、実施計画については3年計画、区民意識調査については2年に1回の実施とし、それぞれ毎年1/20、1/10、1/3、1/2ずつ算定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	企画調査費 （つづき）		基本構想は、区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本方針を定めたものであり、基本計画は、基本構想に示されている考え方及び将来目標を実現するための政策等を具体的に示した計画となっている。また、実施計画は、基本計画の施策を推進するための事業計画となるものである。 基本構想・基本計画・実施計画の経費については、都側の意見を踏まえ、按分不可としている経費について、按分不可以外の経費における比率により経費を算出し、標準区経費を設定した。また、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、公共施設等総合管理計画の経費のばらつきの理由については、職員により計画策定している等の要因が考えられる。 区民意識調査については、次年度以降、再度内容を精査した上で、提案する。 （第3回幹事会）	
6	住居表示管理費	区側提案は、決算の回帰分析や事業の性質等を踏まえ一部固定での算定とするとのことだが、一部固定とする事業の性質とは何か伺う。 （第2回幹事会）	住居表示管理に要する経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			決算の回帰分析の結果、測定単位と経費に相関がみられるが、一部固定となった要因としてはシステムに関する経費等が影響していると考ええる。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	生活困窮者自立支援事業費(被保護者就労準備支援事業等)	区側提案は、既に算定されている生活困窮者自立支援事業費のうち、被保護者就労準備支援事業について算定を改善するとともに、現在算定されていない被保護者健康管理支援事業を新規に算定すべきというものである。 既算定経費は、前年度の国庫内示額に基づき標準区経費を設定していることから、同様の方法にすべきであると考え。 次に、算定対象とする事業については、これまでの見直しにあわせ実施区数が半数以上の事業とすべきと考える。 （第2回幹事会）	生活困窮者自立支援事業費について、被保護者の健康の保持及び増進を図るための被保護者健康管理支援事業に係る経費を新規に算定する。併せて、被保護者就労準備支援事業に係る経費について、国庫補助事業の改廃を踏まえ、算定を改善する。なお、補助実績の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度の補助実績の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、内示額ではなく実績額を用いて算定すべきであること、被保護者就労準備支援事業を新規算定した際の経緯を踏まえれば、事業全体を1つの事業として算定すべきとする考えに変わりはないものの、令和3年度財調協議を踏まえ、半数以上の区が実施している事業の前年度内示額を回帰分析し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
8	避難行動要支援者個別計画策定経費	区側提案における事業モデルを確認すると、優先度を踏まえた計画を作成している3区の実績のみを用いている上、直近2か年平均決算額も約10万円から約860万円とばらつきがあり、標準区経費の設定として適切ではない。 個別避難計画の作成経費については、令和3年度から地方交付税措置がされていることから、地方交付税に準拠したモデルの設定に修正すべきと考える。 なお、地方交付税においては、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成経費が措置されており、おおむね5年程度で作成に取り組むこととされているため、令和8年度までの時限算定とすべきと考える。 （第2回幹事会）	令和3年5月20日施行の「災害対策基本法」一部改正により努力義務化された、避難行動要支援者個別計画策定に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は優先度を踏まえ計画を策定する、標準的な事業モデルにより設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	避難行動要支援者 個別計画策定経費 (つづき)		都側の意見を踏まえ、地方交付税に準拠したモデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。 また、地方交付税においておおむね5年程度とあるが、法に基づき行う事業であることから、時限算定とする必要はないと考える。しかしながら、現時点では当初に提示した恒常的な算定とする内容では、合意することは困難であるので、令和8年度までの時限算定として整理する。 (第3回幹事会)	
9	国民健康保険事業 助成費（オンライン 資格確認システム 運営負担金）	平成30年度財調協議において、標準区経費は政令基準により設定することとしており、現行算定は、低所得者対策に係る繰出金を除けば、主として事務経費を算定している。 オンライン資格確認システム運営負担金については、政令基準によるものか、まず確認したい。 (第2回幹事会)	国民健康保険事業助成費について、令和3年10月よりオンラインでの被保険者資格確認が開始されたことに伴い生じるオンライン資格確認システム運営負担金を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は厚生労働省から示される単価により設定する。 (第1回幹事会)	
			本事業は、現行算定の国民健康保険総務費にあたるものである。また、国民健康保険繰出金の基本的な考え方を示す総務省通知によれば、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すべき事業にあたることから、算定すべきと考える。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）	国民健康保険事業助成費の算定における基本的考え方としては、前々年度決算値を用いることとして平成20年度財調協議において整理されている。そのため、均等割単価も前々年度単価により設定すべきと考える。 また、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	国民健康保険事業助成費について、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費については、均等割単価は令和3年度単価により設定し、未就学児数は特別区全体の被保険者数に対する未就学児の割合を標準区被保険者数に乗じて設定する。 また、現行の均等割保険料軽減と同様に、当該区の未就学児の多寡により割増又は割減となる態容補正を設定する。 （第1回幹事会）	
			都側の意見を踏まえ、令和2年度単価により改めて標準区経費を設定した。 当事業における事業の性質とは、固定的に発生する経費ではなく、被保険者のうち未就学児の均等割保険料を軽減するため、測定単位に比例すると考え、回帰分析したところ、相関も高いことから、全比例での算定としている。 （第3回幹事会）	
11	後期高齢者医療制度事業助成費（健康診査委託料）	平成20年度財調協議において、「特定健診について、従来老人保健事業として実施されてきた基本健康診査が廃止され、75歳以上については広域連合での特定健診へ移行するが、制度設計上、一般財源負担は発生しないことから、財調上は算定対象としない」こととした。 区側提案の健康診査事業については、特定健診に該当することから、財調上、算定対象とはならないものとする。 （第2回幹事会）	後期高齢者医療制度事業助成費について、健康診査事業に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費については、基本項目及び半数以上の区が実施する項目を対象とし、受診者数は回帰分析、単価は実施区平均及び診療報酬単価により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	後期高齢者医療制度事業助成費（健康診査委託料）（つづき）		平成20年度財調協議において、制度設計上、一般財源負担が発生しないとされたのは、特定健診の健診項目のうち、腹囲を除く基本項目である。基本項目における委託単価は、東京都後期高齢者医療広域連合から示されるが、実態として全区において契約単価との間に単価差が生じている。 また、基本項目以外の健診項目について、東京都後期高齢者医療広域連合の「健康診査・歯科健康診査推進計画」によれば東京都内62団体内60団体が実施している。さらに健診項目を2つに分けると、医師の判断に基づき選択的に実施する項目と区独自項目がある。医師の判断に基づき選択的に実施する項目は、国庫補助事業であり19区以上で実施している。区独自項目は、一部の項目について過半数の区で実施しており、いずれの項目も普遍性のある事業である。 以上から算定すべき事業と考える。 （第3回幹事会）	
12	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	昨年度の区側提案に対し、都側から「標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分」、「プレハブといった一時的に設置されている施設の改築・大規模改修経費を、児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理する必要がある。」と指摘しているが、どのように標準区経費を設定したのか伺う。 また、区案は、令和2年度決算額のみを用いて標準区経費を設定している。令和2年度は、例年にはないパーテーションの購入経費など、新型コロナウイルス感染症対応経費が含まれていると考えられることから妥当ではないと考えるが、令和2年度単年度の決算のみで標準区経費を設定した理由を伺う。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、人件費については全比例、経常的経費及び投資的経費については一部固定での算定とし、それぞれ施設数、施設面積等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費 (つづき)		令和3年度財調協議において都側から指摘のあった、積算に用いる施設面積のばらつきや、プレハブ等の仮設施設の取扱いについては、複合施設等の面積を精査したほか、投資的経費の設定において、プレハブ等の仮設施設に係る面積を除外し、標準区施設面積を積算している。 標準区経費の設定に当たっては、平成30年度策定の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、年々事業が拡大傾向にあることから、最新年度の決算を用いた設定としている。一方で、都側の意見のとおり、令和2年度決算額には一部、新型コロナウイルス感染症対応経費が含まれていると考えられる。このため、標準区経費の積算に用いる数値を令和2年度決算額から令和元年度決算額に置き換え、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
13	私立保育所施設型給付費等	公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。 (第2回幹事会)	公定価格の見直しに伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
			区側提案にあたっては、区内の調査対象施設における各加算項目について調査を行い、半数を超える園において実施が確認できた加算について、標準区経費として設定している。 (第3回幹事会)	
14	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。 処遇改善等加算Ⅰについて、加算率15%で積算すべきところ、16%で積算していることから、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	公定価格の見直しに伴い、私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】私立 認定こども園施設 型給付費等 (つづき)		区側提案にあたっては、区内の調査対象施設における各加算項目について調査を行い、半数を超える園において実施が確認できた加算について、標準区経費として設定している。 なお、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
15	利用者負担（保育 所等）	今回の区側提案は、国の定める上限額による設定ではなく、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきとの内容である。 この見直しについては、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものとする都の考えをお示ししてきた。 今回の区側提案に当たり、今述べた国基準の状況に変化があったのか伺う。 (第1回幹事会)	保育所等の利用者負担については、子ども・子育て支援法において、政令で定める額を限度として区市町村が定める額とされており、財調における保育所及び認定こども園の利用者負担の算定は、この国が定める上限額をもとに設定されている。 一方、特別区においては以前より、保護者の負担を軽減する観点から、いずれの区においても国が定める上限額より低い水準で保育料を設定してきた。 今回の提案に当たり、令和元年10月から制度が開始された幼児教育・保育の無償化や、都の実施する多子世帯負担軽減事業等を踏まえ、各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなった。 幼児教育・保育の無償化の目的にも掲げられている、子育て世代の負担軽減による少子化対策を強く推し進める観点からも、各区が実施する保育料の軽減は重要な施策である。 財調においても、国の定める上限額による設定を改め、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	利用者負担（保育所等） （つづき）	区側から、「国基準の状況について、変化があったとは認識していない」旨の回答があった。 都は、区の認識論ではなく、事実の有無を確認したものであるので、改めて、国基準の状況に変化があったのか、無かったのか伺う。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から発言のあった国基準の状況については、変化があったとは認識していない。 しかしながら、区側は、これまでの協議においてもお示ししてきた通り、現行の国が定める上限額による設定が妥当とする、都側の考え方に賛同してきたものではなく、特別区の実態を踏まえた設定こそが、標準区として合理的かつ妥当な水準であると、主張をしている。 過去の協議においては、区側において、特別区在住の保育所利用世帯が都内市部の保育所に通った場合を想定し、都内市部の各団体の保育料表に基づき検証を行った結果、特別区の利用者負担の実態が都内市部の平均保育料と同水準であったことを示している。 また、総務省統計局が公表する小売物価統計調査によれば、令和3年4月時点における認可保育所及び認定こども園の2歳児1人当たり平均保育料は、特別区を含むいずれの調査対象自治体においても、2万円から3万円台の水準となっている。 このように、都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えない。このため、特別区の実態を踏まえた設定の方が、47,221円という国が定める上限額による設定よりも、標準区における保育料設定としては適切であると考えている。 こうした状況を踏まえても尚、国が定める上限額による設定が、標準区における合理的かつ妥当な水準とする根拠について、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	
16	女性福祉資金貸付金	区側提案は、実施区が少数となっている貸付金を廃止するだけでなく、これまで算定していた貸付金が償還されるよう標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	女性福祉資金貸付金について、特別区の実態を踏まえ、貸付金を廃止するとともに、令和3年度までに算定した貸付金を今後7年間で償還するものとして諸収入を設定し、算定を改善する。併せて、貸付金の償還が完了する令和10年度までの時限算定とする。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	保育室運営費等事業費	保育室運営費等事業費については、平成25、26年度財調協議において都側から実施区が7区のみであったことから廃止提案をしたが、協議不調となった。今回、区側から廃止提案がなされているが、現在の実施区は何区であるのか伺う。 (第2回幹事会)	保育室運営費等事業費について、実施区数が少数に留まり、今後も減少傾向が見込まれることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	
			令和3年度当初時点では、4区が事業を実施している。一方、過去の協議時点において、算定箇所数と同程度の数の保育室が設置されていたことと比較すると、私立認可保育所等への移行が進み、保育室の設置箇所数が減少していること、今後さらなる減少が見込まれていることを踏まえ、算定廃止を提案している。 (第3回幹事会)	
18	住宅宿泊事業経費	区側提案は、令和元年度のみの実績に基づき標準区経費を設定しているが、単年度実績とした考えを伺う。 また、標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみ決算平均額を取っている点については、精査が必要であると考ええる。 (第2回幹事会)	「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、事業者からの届出受理等に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	住宅宿泊事業経費 （つづき）		令和元年度の実績で標準区経費を設定している理由として、平成30年度は「住宅宿泊事業法」の施行が年度途中であった点、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対応件数が減少した点を踏まえたものである。前者については、実績が平年度化していないこと、後者については、感染症など不透明な状況を避けるべきことから、令和元年度実績により設定した。 また、東京都観光客数等実態調査によれば、訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移は令和元年度までは、東京都の観光PRや旅行者の受入環境整備等の官民をあげた取組のほか、アジア地域等における査証発給要件の緩和措置などの環境下で高止まりの状態が続いており、「住宅宿泊事業法」の1年間を通した施行実績と近年の観光業の状況から、令和元年度は標準区設定に適切な年度と考える。 合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、経費発生区の数値をもって回帰分析等を行うべきと考えているが、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であるため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、経費未発生区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
19	健康診査（胃がんリスク検診）	胃がんリスク検診については、厚生労働省健康局長通知別添の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診ではないため、標準的な需要とはいえないと考える。 （第2回幹事会）	健康診査（胃がんリスク検診）に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 （第1回幹事会）	
			検診実施区が過半数に上っていることから、標準的な需要と考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	公衆喫煙所維持管理経費	各区で整備されている公衆喫煙所には、その設置主体、屋内のものや屋外のもの、その形状等様々だが、本提案における公衆喫煙所とは、どのようなものとして定義付けているのか、具体的に伺う。 （第2回幹事会）	令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所について、維持管理に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
			本提案の対象となる公衆喫煙所の設置主体は区である。形状については、各区が「改正健康増進法」の設置基準に沿って様々な形状で整備を進めていることから、定義づけをする必要はないと考える。 （第3回幹事会）	
21	母子保健指導費（両親学級）	母親学級と両親学級を統合した理由を伺う。 また、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	母子保健指導費における母親学級について、特別区の実態を踏まえ、母子保健指導費（母親学級）を母子保健指導費（両親学級）と統合し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
		母親学級と両親学級を統合するとの提案であったため、その理由を伺ったが、そもそも両親学級は現時点で算定していない。統合とした理由を伺う。 また、双方の事業で同種の内容を実施しているとのことだが、具体的に何がどのように同種なのか。さらに、区の発言は、大きく内容を変えている区が存在することを証明している。各区がどのような事業を実施し、今回の提案にあたりどのようなモデルとしたのか伺う。 加えて、測定単位に比例すると考えたとのことであるが、考えに基づき全比例とすべきものではない。全比例と判断した明確な理由を伺う。 （第3回幹事会）	これまで各区は、出産を迎える妊婦に向けた講座を実施してきた。本事業は長らく見直しがされておらず、近年の社会情勢の変化に応じて事業形態が転換されている可能性があることから調査した結果、パートナーを含めた同種の内容を両親学級と母親学級で行っていることがわかり、両親学級と母親学級で大きく内容を変えていない区をモデルとして、母子保健指導費（母親学級）を母子保健指導費（両親学級）として統合し、算定の充実を提案するものである。当事業における事業の性質とは、固定的に発生する経費ではなく、区での募集や参加希望者からの申込みを受けて実施しているため、測定単位に比例すると考え、全比例での算定としている。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	母子保健指導費 （両親学級） （つづき）		統合した理由は、各区への調査の結果、平日は出産前の区民を対象に、休日はパートナーを含めて対象に実施しているという形態が多かったことから、既存算定である母親学級の一体的な見直しを図るという観点で、現状に沿った算定にすべきとしたものである。 母親学級及び両親学級の双方の事業における同種の内容は、赤ちゃんへの接し方、おむつ交換、沐浴実習などである。 本提案のモデルは、双方の事業で同種の内容を実施している区で設定している。 全比例とした理由は、本事業の対象者となる出産を迎える区民及びそのパートナーと、測定単位の人口に相関があったため、全比例で設定することと判断した。 （第3回幹事会）	
22	【投資】清掃工場 その他施設	現行の標準区経費は清掃一部事務組合の作成する今後50年間の施設整備計画に基づき設定されている。区側提案の基となった一般廃棄物処理基本計画は令和16年度までの施設整備計画のみの公表となっているが、今後50年間の施設整備計画が具体的にどのような計画となっているのかお示しいただきたい。 また、今回の標準区経費の設定にあたっては、施設整備計画を踏まえた事業費や特定財源を盛り込んだ財源計画が必要となるが、今後50年間の財源計画が具体的にどのような計画となっているのか併せてお示しいただきたい。 次に、財源計画には組合債の発行計画を踏まえて元利償還金を計上しているが、計画上見込んでいる組合債の利率をどのように設定しているのか伺う。 （第2回幹事会）	清掃工場の改築経費等について、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は、1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】清掃工場 その他施設 (つづき)	施設整備計画及び財源計画について、東京二十三区清掃一部事務組合において設定したものとのことであるが、財調算定にあたっては提案内容の詳細を確認する必要がある、以下の点について伺う。 まず、施設整備計画の作成にあたってはごみ量を予測することになるが、ごみ量の推計には人口の動向も考慮する必要があると考える。今後50年間の人口の推移及びごみ量をどのように推計されているのか伺う。 また、一般廃棄物処理基本計画の中で「施設整備計画は安定的な全量処理体制の確保を前提条件として策定している」とのことであり、今後50年間の施設整備計画についても、必要な焼却能力を確保した計画とする必要があると考える。令和17年度以降について、各年度ともに必要な焼却能力を本計画において確保できているのか区側の見解を伺う。 次に、組合債の利率を1.3%として設定しているが、財政融資資金における平成29年度から令和3年度までの直近5か年実績の利率は0.2～0.3%程度である。また、市場公募地方債として発行している都債の20年債も直近5か年実績は0.3～0.7%程度と低い水準で推移している。これらを踏まえると、利率設定を実態に見合った水準に見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	施設整備計画は、施設を整備及び管理運営している東京二十三区清掃一部事務組合において、一般廃棄物処理基本計画をもとに今後50年間の施設整備を検討し、設定したものとなっている。 また、今後50年間の財源計画についても東京二十三区清掃一部事務組合で、近年に建替工事を行っている、または予定されている清掃工場等の施設整備に係る事業費をもとに、解体工事費や建築工事費の単価等を設定しているものである。 組合債の利率については、前回改定時の利率は1.8%で設定していたが、今回の改定においては、1.3%で設定しており前回改定時より低い水準での設定となっている。 利率の設定については、近年、財政融資資金の利率が低くなっているものの、社会情勢の変動に連動するため、計画期間の50年間の中では金利は増減することが見込まれることから、過去の財政融資資金の金利を参考とした。また、政府資金等の金利の低い融資を常に借り受けられる訳ではないため、民間等資金からの借り受けも想定の上、本計画の組合債利率を設定している。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】清掃工場 その他施設 (つづき)	令和17年度以降の長期的な推計は困難とのことであるが、人口については、令和12年をピークに減少に転じることが予測されており、今後50年間の需要を見込むにあたってはその要素も考慮すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 次に、定期的な見直しにより、令和17年度以降の焼却能力についても確保されていくとのことであるが、区側提案の施設整備計画では、建替え予定の集中により、令和18年度から焼却能力の大幅な減少が見込まれているが、各年度の全量処理体制が確保されているのか伺う。 一方で、令和31年度以降は令和16年度の水準まで焼却能力が戻っており、施設整備の平準化が図られていないのではないかと考えるが、区側の見解を伺う。 また、利率設定について、土木費等の他費目の投資的経費においては元利償還金の利率を直近の財政融資資金の金利を基に設定していることから、清掃費も同様の考え方で設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	一般廃棄物処理基本計画において、ごみ量の推計については、社会情勢に連動し、人口など様々な変動要素があることから、長期的な推計が困難であるため、令和16年度までの具体的なごみ量の推移やそれにもとづく施設整備計画を策定している。 50年の施設整備計画においては、令和16年度までは、一般廃棄物処理基本計画の具体的な整備計画を反映させ、令和17年度以降については、繰り返しになるが、ごみ量の長期的な推計が困難であるため、一般的な施設耐用年数である30年を目途に改築する方法により計画を策定している。 そのため、長期的な50年の施設整備計画に、短期的な変動要素を捉え、反映させていくため、概ね5年毎に改定している一般廃棄物処理基本計画にあわせ、随時見直しを行っている。この定期的な見直しにより、令和17年度以降の焼却能力についても確保されていくと考えている。 組合債の利率については、前回も述べたが、近年、財政融資資金の利率が低くなっているものの、社会情勢の変動に連動するため、計画期間の50年間の中では金利は増減することが見込まれることから、過去の財政融資資金の金利を参考とした。 また、政府資金等の金利の低い融資を常に借り受けられる訳ではないため、民間等資金からの借り受けも想定の上、本計画の組合債利率を設定している。 (第3回幹事会)	
23	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	昨年度の合意では、一件当たりの貸付金額を7,740千円、総貸付件数83,973件、総貸付金額6,500億円と見込み、この貸付金について、令和3年度の利子補給に係る経費を算定した。 昨年度の一件当たりの貸付金額、総貸付件数、総貸付金額について、実績を伺う。 (第2回幹事会)	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業への融資あっせんの利子補給に係る経費を新規に算定する。また、令和4年度以降の経費を令和4年度から令和10年度にかけて時限的に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和3年9月末実績の平均貸付金額と令和3年度の貸付件数見込を乗じて設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）） （つづき）	昨年度合意と実績との差は、総貸付件数で約29,000件、総貸付金額で約2,350億円となっており、合意ベースに比べ実績では総貸付件数は65%、総貸付金額は63.8%となっている。 フレーム影響額では、昨年度合意では前倒し分も含めて約276億円だったものに対し、実績を基にした試算では約179億円となっており、その差は97億円と大きなものとなっている。 昨年度の協議では、実績が判明した時点で算定を見直すことで合意しているが、この実績に加え、地方創生臨時交付金の充当状況など、区側提案にどのように反映しているのか、伺う。 （第3回幹事会）	令和2年度の実績は、1件当たりの平均貸付金額は7,570千円、総貸付件数は54,812件、総貸付金額は約4,149億円であった。 （第3回幹事会）	
24	商工振興費（工業振興費助成）	区側提案は、平成30年度財調協議における都側の意見を踏まえた提案とのことだが、内容を確認すると、実施区数が少なく普遍性のない事業も含んだ提案となっているなど、都側意見を踏まえたものとなっていない。本提案に当たり、都側意見をどのように踏まえ、標準区経費を設定したのか、具体的に伺う。 また、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成の経費全体を見直し、算定を充実する。 平成30年度財調協議での都側の意見を踏まえ、各区の工業振興助成における実施事業をすべて検証し、本経費で算定されている各事業が継続して実施されており、経費については、増加していることが確認できた。これらを踏まえ、算定を充実する。 なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施実績と事業所数をもとに設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	商工振興費(工業振興費助成) (つづき)		平成30年度財調協議における都側の意見は、実施目的や内容、経費分析等を行った上で核となる事業の整理を行うべきとの内容であったと認識している。今回は、工業振興費助成で平成21年度財調協議で合意した際に構成された3本の柱事業の事業継続や新規事業の計上を検証するなど、ゼロベースで見直しを行い、改めて核となる柱事業を整理した。 区側提案は平成21年度財調協議で合意した際と同様の方法で標準区経費を設定している。都側の実施区数が少ないという指摘は、柱事業に付随する各事業に対するものであるが、本事業の普遍性は柱事業に対してみるべきものと認識しており、平成21年度財調協議で合意した際と異なる着眼点である。合意時と基準を変えた点について、その理由を伺う。 当事業における事業の性質とは、固定的に発生する経費ではなく、区での募集や事業所からの申請を受けて助成しているため、測定単位に比例すると考え、全比例での算定としている。 (第3回幹事会)	
25	消費者対策事業諸費（消費者相談）	区側提案は、単価は変えずに規模となる人数、回数や日数を見直すものとなっている。その規模について、各区ではどのような実績となっているのか伺う。 また、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定としているが、どのような性質から判断したのか伺う。 (第2回幹事会)	消費者相談事業に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			消費者相談事業において任用する消費生活相談員等について、人数等の規模は、一概には言えないが、区の人口等により適切に配置していると考ええる。 また、測定単位の人口と事業費を回帰分析した結果から、一部固定での算定としている。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
26	建築行政費（防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託）	当業務に関しては、平成28年度から開始されているものと認識しているが、令和2年度のみの実績に基づき、標準区経費の件数を設定する妥当性について伺う。 （第2回幹事会）	「建築基準法」の一部改正により義務化された特定建築物の防火設備定期検査報告に係る公益財団法人への委託料について新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は、単価及び件数を実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
			本事業における定期検査報告は、本来、毎年報告が必要であるが、報告に関する経過措置が令和元年5月31日まで設けられており、その経過措置後の平準化された件数実績が判明するのは令和2年度実績からである。経過措置以後の報告件数については、年度間で大きなばらつきが生じるものではないと考えられるため、令和2年度の実績に基づき標準区経費を設定することは妥当と考える。 （第3回幹事会）	
27	耐震診断支援等事業費	都は、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、耐震化の新たな目標を示すとともに、目標達成に向け、更なる取組を推進することとしている。 また、当計画の中で、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費や耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することで、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしている。 今回の区側提案では、当計画に基づく耐震目標や計画年度により、標準区経費の設定を行っており、「区側としても目標の達成に向けて、都と力を合わせて本施策を展開していく」との発言もあったところである。 そこでまず、標準区経費の設定に当たり、どのように特定財源を設定したか、伺う。 （第1回幹事会）	本事業は、住宅の耐震化率の目標を令和2年度までに95%とする都の耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までの時限算定となっていた。今回、都の計画が改定され、目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案する。 具体的な提案内容としては、木造住宅並びに非木造住宅の耐震化について令和7年度までに完了となるよう耐震診断助成、耐震改修設計助成、耐震改修助成及び普及啓発事業に要する経費を算定するものである。 都の計画には、更なる耐震化を進めていくため、これまで以上に都と区市町村との連携を強化するとある。区側としても目標の達成に向けて、都と力を合わせて本施策を展開していく。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	耐震診断支援等事業費 （つづき）	標準区経費の設定にあたり、区側から、「耐震診断等助成費」のみに特定財源を設定するとともに、一部の事業費については、防災都市づくり推進計画における整備地域内分のみを、都補助金の対象として特定財源を設定しているとの説明があった。 第1回幹事会でも説明したとおり、現在、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費を補助するとともに、整備地域内に限定せず、整備地域外も含めた都内全域における耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することと、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしている。 標準区経費の設定にあたっては、このような現在実施されている都補助事業や国補助事業の活用を前提に、特定財源を設定すべきと考える。 具体的には、現在の特定財源の設定に加え、「東京都区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業」と普及啓発に係る国補助事業、「東京都戸建住宅等耐震化促進事業」に係る特定財源を設定すべきと考える。 また、特定財源の単価については、「本年9月に実施した区側調査結果による実績単価を基本」とするとの説明があったが、この実績単価について、どのように算出したのか、伺う。 （第2回幹事会）	特定財源は、耐震診断等助成費について、単価×対象件数で設定した。単価については、本年9月に実施した区側調査結果による実績単価を基本とし、都補助金に上限単価があるものは上限単価としている。対象件数については、まず、都の耐震改修促進計画による住宅総数から、令和2年度までに耐震性を満たしたとされる住宅数を除く。次に、総務省の住宅・土地統計調査による住宅数の区部割合を乗じた上で、不燃化特区と重複する部分を除いて設定している。また、都補助金については、整備地域内外に分け、整備地域内の住宅数を対象としている。 （第2回幹事会）	
28	【投資・態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり）	当態容補正については、まちづくりに要する事業費を加算するものであり、加算に当たっては、それぞれの事業に係る区負担額に「2/2」あるいは「1/2」を乗じる調整を行っている。今回、都補助が延長されたことに伴い新規算定を行うとのことだが、「防災生活道路整備・不燃化促進事業」に係る経費について、「2/2」算定とする理由について、伺う。 （第2回幹事会）	都の「防災都市づくり推進計画」の改定に伴い、新たに時限的に東京都防災密集地域総合整備事業補助金の対象とされた、防災生活道路整備・不燃化促進事業に係る経費について、まちづくりに要する事業費を加算する態容補正により新規に算定する。なお、算定対象は、補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」算定とし、算定年度については、当態容補正が前年度事業費を加算するものであるため、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とする。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資・態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり） （つづき）		本態容補正は、まちづくりに要する事業費について、特別区の事業実施に支障が生じないよう財源保障をするものであることから、基本的に「2/2」で算定するべきと考えている。 （第3回幹事会）	
29	【小・中学校費】学校運営費（学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費）	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業に係る経費について、回収日数に各区でばらつきがあるため、標準区経費の設定として妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックのリサイクル回収に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度の休校期間を踏まえ、令和2年度決算に、令和2年度と令和3年度の回収実施日数の比率を乗じた後、回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			都側の意見を踏まえ、牛乳紙パックのリサイクル回収について、週5日回収を行うモデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
30	【小・中学校費】学校運営費（学習状況調査費）	学習状況調査については、国において小学校6年生及び中学校3年生を対象に調査を実施している。区が独自に行っている調査は、国の調査の上乗せとして追加的に実施しているものであり、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものとする。そのため、本提案事業は、財調上で算定すべき標準的需要ではないと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握するため行う学習状況調査に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により学年別に設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（学習 状況調査費） （つづき）		国が行っている調査とは実施目的、対象学年や科目数等が異なり、国の調査とは別の事業であるとする。都側が上乗せと考える根拠を伺う。 （第3回幹事会）	
31	【小・中学校費】 学校運営費（家庭 学習環境通信整備 事業費）	各区で実施している事業の対象者が一様ではなく、標準区経費として妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、タブレット等を用いた家庭学習を行うためのルータ貸付等、通信環境整備に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析による経費に、標準区における児童生徒数及び貸付等対象児童生徒数の発生率を乗じて設定する。 （第1回幹事会）	
			貸付等対象児童生徒数の発生率を乗じて標準区経費を設定していることから、妥当性はあるものとする。 （第3回幹事会）	
32	【小・中学校費】 学校運営費（学校 教育ICT化関連 経費）	運用保守経費について、既に算定されているICT支援委託との業務内容の違いについて明らかにされたい。また、国が令和4年度から補助事業として実施を予定しているGIGAスクール運営支援センター整備事業と同種の事業であるとするが、区の見解を伺う。 学習用ソフトウェアライセンス料について、国が無償利用可能なものとして実施しているMEXCBT（メクビット）事業と同種の事業であるとするが、区の見解を伺う。 （第2回幹事会）	学校運営費について、児童・生徒一人一台のPC導入に伴う、運用支援及びヘルプデスクの設置に係る運用保守経費並びに学習用ソフトウェアライセンス料を新規に算定する。なお、決算見込額の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（学校教育ICT化関連経費） （つづき）	運用保守経費について、GIGAスクール運営支援センター整備事業との関連性を確認した。この事業は、国の令和3年度補正予算案として衆議院を通過していることから、今年度から開始されることになるものと考え。令和3年度はGIGAスクール運営支援センターの開設準備等に係る補助であり、令和4年度からは運用保守事業への補助が予定されているため、運用保守経費の設定にあたっては国事業の状況を見極めた上で判断する必要があると考える。 また、学習用ソフトウェアライセンス料については、国が類似する事業を無償で実施していることを認識しているにも関わらず、該当する経費を含めているなど標準区経費として妥当ではない。国事業を踏まえて精査すべきである。 （第3回幹事会）	運用保守経費に含まれる運用支援業務は、ユーザ情報や利用情報の管理・集計、遠隔操作によるアップデート等を行うもの、ヘルプデスクは電話による学校職員からの問合せ対応等を行うものであり、複数校を巡回して操作活用の支援・助言等の人的支援を行うICT支援委託とは、事業の趣旨が異なるものである。GIGAスクール運営支援センター整備事業については、一定程度の関連性が考えられるが、現時点では予算要求段階であること、また詳細な事業内容が明らかになっていないことから、今後の動向を注視し、必要に応じて算定を見直すべきものと考え。 また、学習用ソフトウェアライセンス料について、国が実施するMEXCBT事業が一定程度類似した取組みであることは区側としても認識している。一方、令和3年度時点では実証段階であること、機能拡充の過渡期であり今後の提供状況や各区の導入判断については不透明なことから、現時点においては特別区の実態を踏まえた算定とすべきものと考え。 （第3回幹事会）	
33	【小・中学校費】 学校運営費（授業目的公衆送信補償金）	標準区経費の設定において、在籍人数を用いるべきところを、一部の区で定員数が用いられていることから、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、授業目的公衆送信補償金を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価は授業目的公衆送信補償金規程に定める金額により、人数は通常学級及び特別支援学級等の在籍人数の割合により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	
			都側の意見を踏まえ、人数設定等を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34	【小・中学校費】学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	標準区経費の設定については、教育費において既に算定をしている普通教室等の空調経費と同様にリース経費とすべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により算出した1㎡当たり単価と国庫負担金等の交付に係る運用細目及び財調における標準事業規模にて定める特別教室等の面積により設定する。 （第1回幹事会）	
			特別区の実態としては工事設置によるものが多数であり、区案は妥当であると考え。しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、リース設置により改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
35	【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	部活動指導員については、時間当たりの単価を1,600円とした都の補助事業が実施されているため、標準区経費については、この都補助単価を基に単価を設定すべきである。また一校当たりの時間数について、実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではない。 （第2回幹事会）	中学校における学校職員費について、部活動指導員に係る経費を新規に設定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
			都側の主張する時間当たり単価は都内区市町村一律のものである。地域による賃金や物価の差など特別区の実態を踏まえ、都補助単価とすべきとする都の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	学校図書館システム運営費	学校図書館システムは学校ごとに導入されているシステムであるのか伺う。その上で、学校ごとに導入されているのであれば、その他の教育費で算定するのではなく、測定単位学校数に比例する経費として設定すべきと考える。 また、システム導入以前は、職員が対応している業務であるため、当該システムの導入により縮減される経費についても所要の見直しを行うべきと考える。 （第2回幹事会）	学校図書館システムに係る経費について、新規に算定する。なお、回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
			学校図書館システムは一般的に学校ごとに導入されているため、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定する。また、当該システム導入により縮減される経費については、学校司書が考えられるが、令和3年度財調協議にて実態の単価及び国の目標水準によって算定されており、本経費の算定により縮減される経費はないものとする。 （第3回幹事会）	
37	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	今回の区側提案は、国の幼児教育・保育の無償化上限額を超える部分に対して実施している都補助事業の上乗せとして、区が行う保護者負担軽減事業を算定すべきとの内容である。 本提案については、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないとする都の考えを示したところである。 今回の区側提案についても、都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 （第1回幹事会）	本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。 令和2年度財調協議では、都側から「本事業は、都事業に対する上乗せとして、実施しているものであり、区の自主財源事業である」として協議不調となった。 まず、都事業と本提案の保護者負担軽減事業の関係性を整理する。都事業についてだが、都内幼稚園等の平均保育料が国の設定する無償化上限額に比べ高額であることから、その差額を補助することで保護者の負担を解消することを目的としている。 次に、本提案の保護者負担軽減事業は、特別区内の幼稚園等の平均保育料が都内平均よりも高額なため、都事業を踏まえたとしても、なお保護者に負担が残ることから、都事業の上乗せとして保育料等を補助する事業となっている。 よって両事業の目的は同一のものであり、このことから区が行う保護者負担軽減事業は不可欠なものであり、財調上、算定されるべきと考えている。 ぜひ、区案に沿って整理されるようお願いする。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費（つづき）	合理的かつ妥当な水準についての質問があった。これについては、過去の協議において、「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、合理的かつ妥当な水準である」と申し上げたとおりである。 （第2回幹事会）	第1回幹事会で申し上げたが、特別区内の幼稚園等の平均保育料は、都の設定する補助基準を超えているため、幼児教育・保育の無償化後も保護者の負担が生じている状況にある。そのため、本事業は、特別区が都事業を補完するため、都と同じ目的で、保護者負担の軽減を図っているものである。 以上のことから、本事業の水準こそが、特別区域においては、合理的かつ妥当な水準であると考え。都側が、特別区域において、保護者の負担が生じることとなる都内一律の補助基準が、特別区における合理的かつ妥当な水準であるとするその理由を伺う。 （第2回幹事会）	
38	障害者スポーツ推進事業費	区側提案は、障害者スポーツの振興等に係る経費の決算を基に回帰分析を実施しているとのことであるが、具体的な事業内容が精査されておらず、標準区経費としての妥当性について判断ができない。 （第2回幹事会）	障害者スポーツの振興や環境整備等に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			対象事業については、障害者スポーツの体験会や交流会、普及啓発イベント等が含まれている。いずれの事業についても、障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等を実現するべく、各区がそれぞれ事業を実施しているものであり、決算をもとに設定した区案は合理的かつ妥当な水準であると考え。障害者スポーツの普及促進をより一層図るためにも、特別区の実態を踏まえた区案のとおり整理したいと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	部活動講師については、部活動指導員と業務内容が類似しているため、見直しにあたっては、同一期間における双方の活用状況を確認する必要があると考える。しかし、標準区経費の設定に使用されている決算年度が、本提案と同時に提案されている部活動指導員に係る提案とで異なっていることから、同一期間の活用状況が確認できない。また、各区の時間単価にばらつきがあるが、その理由について伺う。 （第2回幹事会）	部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
			部活動講師は、部活動指導員とは業務内容は類似するものの別の職種であり、各区両者を必要に応じて任用している。そのため、同一期間で活用状況を比較する必要はないと考える。また、時間単価のばらつきは、各区の予算や学校の状況等による判断である。 （第3回幹事会）	
40	私立幼稚園施設型給付費	公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。また、現行算定では、公定価格について、翌年度フレームには当年度の単価を使用しているが、区側提案では前年度単価が使用されている。これは使用する単価を変更するということか。さらに、加算額の積算に係る計算式に一部誤りがあるため、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）	公定価格の見直しに伴い、私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
		施設機能強化推進費加算を除くとのことであるが、その他の加算項目と同様にすべきと考える。 （第3回幹事会）	区側提案にあたっては、これまでの合意内容から施設機能強化推進費加算を除き、区内の調査対象施設における各加算項目について調査を行い、半数を超える園において実施が確認できた加算について、標準区経費として設定している。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
41	放課後子ども教室 推進事業費	区側提案は、特別区の実態を踏まえたものとのことであるが、具体的に対象としている事業内容等が精査されておらず、標準区経費としての妥当性について判断ができない。また、本事業については平成26年度財調協議において言及した「東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」があるべき妥当な水準であると考え。 （第2回幹事会）	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
			現行の都補助基準による算定において、充足している区は4区に留まり、実態と算定に乖離があることは明らかである。都補助基準が特別区の事態を捕捉できていない現況を踏まえれば、区案のとおり特別区の実態を踏まえた設定とすべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	35人学級への対応	まず、標準行政規模の見直しの基本的な考え方について、確認する。 現在、小学校費の算定では、測定単位を、学校数・学級数・児童数の3つとしており、それぞれの標準行政規模は34校・612学級・24,480人となっている。 これは、標準区において、小学校が34校あり、学校一校当たり各学年3学級の計18学級があり、一学級あたりの児童数が40人ということである。 これまでの法改正により、令和4年度時点では、小学校の第1学年から第3学年について、一学級あたりの児童数が40人から35人に引き下げられる。 例えば、40人が在籍するクラスが1クラスあった場合、35人学級の導入により、一学級20人が在籍するクラスが2クラス出来ることになる。この時、学級数は1学級増加する一方で、児童数は40人のまま、不変となる。 例示した様に、法改正による影響は、在籍する児童数の合計が増減するものではなく、単純に考えれば、第1学年から第3学年の学級数の増加になると考えるが、区側提案では児童数を減少させるものとなっている。 標準行政規模について、学級数ではなく、児童数を見直すこととした区側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。 本提案は、この法改正に伴い、標準行政規模の小学校費等における児童数を見直すとともに、普通教室の不足に対応するため、特別教室等の普通教室への転用経費を算定するものである。 提案内容だが、1点目の標準行政規模の見直しについては、令和4年度に小学校における第3学年までの1学級あたりの児童数を40人から35人に引き下げ、以降令和7年度まで段階的に引き下げるものである。なお、地方交付税においても、平成23年度に第1学年の学級編制標準が40人から35人へ改正された際には、同様の見直しが行われている。 また、児童数の引き下げにあたっては、あわせて標準区経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位費用に増減が生じないよう調整を行う。 2点目の特別教室等の普通教室への転用経費については、35人学級への対応によって、普通教室が不足する区立小学校を抽出し、その発生率を算出した。ここから標準区における特別教室等の普通教室への転用が必要となる学校数を算出し、これに転用を行う1室当たりの実施区平均の整備単価を乗じて、積算した。 本提案は法改正に対応する経費であり、財調においても、必要な需要として、反映すべき内容と考えている。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	35人学級への対応（つづき）	区側が標準行政規模の学級数を見直さない理由は、学校教育法施行規則において、18学級以下が標準とされているため、18学級を超えることは標準区のモデルとして適切ではないとのことである。 次に経常的経費について、2点伺う。 1点目は、測定単位「児童数」の経費について、児童数の引き下げに当たり、標準区経費も同様に引き下げ、単位費用に増減が生じないように調整するとのことだが、この理由を伺う。 2点目は、35人学級となった場合、測定単位「学級数」で算定している経費について、児童の使用する机やイスなど、減少する経費が見込まれるが、こうした経費の見直しを行わない理由を伺う。 次に、投資的経費についてであるが、区側提案は、35人学級への対応により、実際には学級数が増加し普通教室が不足することから、特別教室等を普通教室へ転用するための経費を、標準区経費に算入するものとなっている。 しかし、先程の区側発言にもあったように、標準行政規模の学級数は見直さないものとなっているため、標準行政規模の学級数は612学級で変わらない。 財調における標準行政規模の学級数が612学級のまま変わらないということは、標準区において、普通教室の不足は発生しないということになると考える。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から確認のあった点についてお答えする。 学校教育法施行規則では、小学校における学級数は12学級以上18学級以下を標準と規定しており、現行の学級数を増とすることは、18学級を超過することになるため、標準区においては、適切なモデルではないと考える。 このような児童数の見直しの対応は、地方交付税制度と同様の手法であることから、学級数ではなく、児童数を見直すこととしている。 また、各区の実態では、35人学級への対応として、学級数が増となるが、その増加分については、数値確認により捕捉されることから、財調上も適切に算定されることとなる。 （第2回幹事会）	

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考え。 また、区側から「現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のこと」との発言があった。 特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。「5%の規模に見合うようにするため」との理由で申請されるべきものではない。 特別な事情に該当しないものを、「5%の規模に見合うようにするため」に申請しているのであれば、これを改めるべきであることは言うまでもない。 また、区側から、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があったが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えていることはあらかじめ申し上げておく。 (つづきあり)	区側としては、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考える。 例年の財調協議において、都側からは「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるには、5%が必要である」との主張が繰り返されている。 しかしながら、現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって割合を改める必要はないとする論拠にはなり得ない。 昨年度、区側で実施したアンケート調査にて、特別交付金の算定に関しての都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルールの明確化を求めた。 その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費について、算定除外経費として明記されることになった。 今年度も引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の透明性・公平性を高めたいと考える。 具体的には、都側が統一対応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示することを提案する。 このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減に繋がると考えているので、割合の見直しと合わせ、是非、前向きにご検討いただきたい。 (第1回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	協議会でも申し上げたが、今年度の申請においても、相変わらず普通交付金で算定している事項の申請が見られ、区側提案により令和3年度から普通交付金の算定対象として合意された事項の申請も多く、多くの区で見受けられた。 中でも、昨年度「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」ことから、算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていない。 現行の制度を適切に運用し、確実な算定を行うためだけでなく、都区双方の事務の軽減の観点からも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いしたい。 なお、「区側が認識していない運用ルールの明確を求めました。その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費について、算定除外経費として明記されることになりました。」との区側発言があった。 これについては、これまでも区側提案により普通交付金算定された事項を特別交付金で申請しているケースが多数あったことから、令和元年度以降、特別交付金申請依頼に際して、協議により普通交付金算定されることとなった事項を明記して、各区宛に通知している。 また、このほか、都の行う都区財政調整説明会においても説明するとともに、区の行う説明会においても説明をお願いしてきた。 こうした一連の取組の一つとして、昨年度は都からの申請依頼通知に明記することとしたものである。 (第1回幹事会)		

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	区側から、「各区は、現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎない。」との発言があった。これは、第1回幹事会で都側が発言した、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されている」ことの証明であり、こうした財政需要を着実に受け止めるためにも5%が必要であると考ええる。 なお、区側から、「申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えていいか」との発言があったが、都はあくまでも現状における都の考えを述べたものであり、仮定の話にお答えできるものではない。 次に、区側から、「算定ルールについて、区側から例年見直しを提案しているにも関わらず、問題ないとする理由」についての発言があった。これまで何年にも渡って答えているが、特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び算定ルールに基づき判断している。そのため、現行の算定ルールは透明性・公平性の観点から、その内容について、大きな問題はないと考える。 また、昨年度の区側提案は、「事務の軽減のみを目的としたものではなく、算定の透明性・公平性の観点と合わせて行ったもの」との発言があった。都は「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点のみで合意している。「算定の透明性・公平性の観点と合わせて」合意したものではないので、間違いの無いようお願いしたい。 （つづきあり）	第1回幹事会において都側より、「特別な事情に該当しないものを、『5%の規模に見合うようにするため』に申請するのであれば、これを改めるべきであることは言うまでもない。」との発言があった。 各区は、現行の算定ルールに基づき「特別の財政需要」に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎない。 各区の申請に対する考え方に問題があるというような発言は、改めていただきたい。 最後に、都側は、区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されており、こうした財政需要を着実に受け止めるためには5%が必要と主張しているが、申請の規模が5%を下回れば、割合を引き下げると考えてよいのか。 都側の見解を伺う。 算定ルールについては、これまでの協議からも都区双方の認識に隔たりがあると考えられるが、その差を埋めるべく、見直しを提案しているものである。 都側は、算定ルールについて、都区で議論を積み重ね合意したものであり、その内容について大きな問題はないとの考えだが、区側が例年見直しを提案しているにも関わらず、問題ないとする理由について、都側の見解を伺う。 次に、第1回幹事会において、都側より、「算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていない」との発言があった。 昨年度の提案は事務の軽減のみを目的としたものではなく、算定の透明性・公平性の観点と合わせて行ったものである。算定除外経費が明確になったことにより、若干ながら透明性を向上させることができたことから、今年度も引き続き取り組むべきと考える。 （つづきあり）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	次に、都からの回答がないとのことであるが、ただ今、申し上げたように、都は「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点で合意したことから、今年度の申請の状況をお話しし、「算定除外経費を明確化しても、事務の軽減には繋がっていない」ことを申し上げ、「算定ルールに基づいた適正な申請を」と第1回幹事会でお願いしたものである。端的に言えば、事務の軽減に繋がっていないことから、今回の区側提案には合意するものではないということである。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、区側より、統一对応として算定除外としている事業について、毎年度各区に提示することを提案したが、回答がなかった。改めて都側の見解を伺う。都側が統一对応として算定除外としている事業は、当該区しか把握出来ない状態となっており、他区には周知されていない。これを各区に周知することで、算定の透明性・公平性が高められ、かつ都区双方の事務の軽減にも繋がるものである。以上、申請の規模が5%を下回った場合の割合の引き下げ、及び現行の算定ルールで問題ないとする理由、並びに統一对応として算定除外としている事業を全区に提示することの3項目について、都側の見解を示されたい。 （第2回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	都市計画交付金	都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。 そのため、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってきた。 今後とも各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応したいと考えている。 （第1回幹事会）	区側としては、従前から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、交付率の撤廃・改善等、抜本的な見直しについて提案する。 近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。 今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。 区側としては、これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。 また、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。特に目的税である都市計画税の使途については、国は、議会や住民に対しその使途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしている。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （つづきあり）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）		昨今の財調協議においては、実質的な議論ができていない。都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要である。10月に実施された「知事と区市町村長との意見交換」においても都側より、「都市計画事業というのは、都区一体、連携して進めていく大切な事業でございますので、今後も十分、意見交換をさせていただきながら、都市計画事業の円滑な促進に努めてまいりたいと思います。」との発言があったとおり、ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、ぜひとも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）	都市計画交付金については、都区間で認識に違いがある中、都としては財調協議の場ではなく、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を踏まえながら、適切に対応していきたいと考えているが、ただ今、区側から発言のあった3点について、都の考え方をお示しする。 まず1点目の「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」についてであるが、規模に関しては、予算の見積もり当たり、各区の状況を伺った上で所要額を積算している。 また、交付率についても、算定要領に基づき、弾力的な運用を行っている。 なお、対象事業については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や、都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってきた。 2点目の「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」についてであるが、東京都が実施している都市計画事業の実態を、この財調協議の場で検証する必要はないと考えている。 3点目の「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」についてであるが、都市計画交付金の運用に当たっては、繰り返しになるが、今後も各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していく。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、区側から「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」、「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」の3点について求めたが、都側から明確な回答はなかった。 「各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたい」といった、これまでと同様の発言を繰り返される都側の姿勢は、財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組むという財調協議会における発言との矛盾さえ感じるところである。 我々は、特別区の代表として、財調協議に臨んでいる。「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」というのであれば、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきであると考えている。 そこで、区側が提案している3点について、改めて、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	